

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年三月三十一日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第七十八号

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（平成十八年大阪府規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定建築物の規模等) 第十九条 (略) 2 (略) 3 条例第十六条第三項の規則で定める非住宅部分は、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令 第一号）第十条第一号に規定する工場等をいう。）の用途に供する建築物の部分を除く。）の床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。以下この条及び第二十四条において同じ。）の合計が二千平方メートル以上の建築物の非住宅部分とする。 4 条例第十六条第四項及び第五項の規則で定める住宅部分は、建築物の高さが六十メートルを超え、かつ、住宅部分（建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物の住宅部分とする。 5 条例第十六条第五項の規則で定める非住宅部分は、増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物の当該増築又は改築をしようとする非住宅部分とする。 6 (略) (軽微な変更) 第二十四条 (略) 一 条例第十七条第一項第三号に掲げる事項の変更で、特定建築物の延べ面積の増加を伴わないもの（第十九条第三項に規定する非住宅部分若しくは同条第五項に規定する増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上になる変更又は同条第四項に規定する建築物の高さが六十メートルを超え、かつ、住宅部分の床面積の合計</p>	<p>(特定建築物の規模等) 第十九条 (略) 2 (略) 3 条例第十六条第三項の規則で定める非住宅部分は、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令 第一号）第十条第一号に規定する工場等をいう。）の用途に供する建築物の部分を除く。）の床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。次項及び第二十四条において同じ。）の合計が一万平方メートル以上の建築物の非住宅部分とする。 4 条例第十六条第四項の規則で定める非住宅部分は、増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物の当該増築又は改築をしようとする非住宅部分とする。 5 (略) (軽微な変更) 第二十四条 (略) 一 条例第十七条第一項第三号に掲げる事項の変更で、特定建築物の延べ面積の増加を伴わないもの（第十九条第三項に規定する非住宅部分又は同条第四項に規定する増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が一万平方メートル以上になる変更を除く。）</p>

が一万平方メートル以上になる変更を除く。）

二 (略)

(建築物環境性能表示の表示を要する広告の方法)

第二十九条 条例第二十一条第二項の規則で定める方法は、特定建築物の販売価格又は賃料及び間取りが表示されている広告(その表示面積が六百二十三・七平方センチメートルを超えるものに限る。)を新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する方法とする。

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第三十条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築主等(販売等受託者を含む。以下同じ。)が条例第二十一条第二項の広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日から十五日以内に、建築物環境性能表示届出書(様式第十号)を提出して行わなければならない。

2 (略)

(建築物環境性能表示の表示の届出の公表)

第三十一条 条例第二十三条第二項の規定による公表は、条例第十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに条例第二十一条第二項の広告に建築物環境性能表示を表示した旨について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

二 (略)

(建築物環境性能表示の表示を要する広告の方法)

第二十九条 条例第二十一条の規則で定める方法は、特定建築物の販売価格又は賃料及び間取りが表示されている広告(その表示面積が六百二十三・七平方センチメートルを超えるものに限る。)を新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する方法とする。

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第三十条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築主等(販売等受託者を含む。以下同じ。)が条例第二十一条の広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日から十五日以内に、建築物環境性能表示届出書(様式第十号)を提出して行わなければならない。

2 (略)

(建築物環境性能表示の表示の届出の公表)

第三十一条 条例第二十三条第二項の規定による公表は、条例第十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに条例第二十一条の広告に建築物環境性能表示を表示した旨について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。